

## 大垣都市計画地区計画の決定（神戸町決定）

都市計画 西保地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	西保地区 地区計画	
位 置	神戸町大字西保字村東の一部	
面 積	約 2.1 ha	
地区計画の目標	本地区は、本町の中心市街地から南西部に位置し、工業地域に隣接した地区である。南側には（一）赤坂神戸線が通過するなど交通利便性にも優れており、地域の活力と雇用を維持するため、周辺の既存工業団地を含めた一体的な工業系土地利用を図ることを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	用途の混在を未然に防止する観点から、建築物等の用途の規制を行いながら、周辺環境に配慮した工業系土地利用を図るものとする。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標、土地利用の方針に基づき、周辺環境に配慮した地区を整備するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度並びに建築物等の形態及び意匠の制限などを定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	河川の状況を鑑み、必要な場合は岐阜県宅地開発指導要領に基づき調整池を設置し、周辺環境に配慮した良好な地区を整備する。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、この地区計画の告示の日の前日に次の用途に供されている建築物等を引き続き同一の用途に供する場合はこの限りではない。 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（わ）項に掲げる建築物のうち、次の各号のもの 二 住宅 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 八 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡
		建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、周辺の景観等に配慮した高さとする。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物及び工作物の形態及び意匠については、次の各号のいずれにも該当していること。 (1) 建築物等の色彩は周辺の環境に配慮した落ち着いた色調とすること。 (2) 周囲の景観を害するような彫刻、絵及び模様等を施さないこと。 (3) 過度に明るい照明設備を設置しないこと。  2 建築物の敷地内に設置できる広告物は次に掲げるものとする。 (1) 自己の用に供するもので、法令に基づくもの (2) 周囲の景観に配慮したもの
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさく（門柱及び門扉を除く）は、生け垣、植栽等の緑化が施されたもの又は透過可能なフェンス等の設置に努めること。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区は工業地域に隣接しており、周辺の既存工業団地を含め、周辺環境に配慮した一体的な工業系土地利用を図るため。